次項において同じ。）に通知しなければならない。この場合において、当該」を「適用控除対象設立特定株式の取得をした第八項の」に、「当該翌年」を「同項の適用年の翌年」に改め、「おいて当該」及び「遅滞なく、当該」の下に「適用控除対象設立特定株式に係る」を加え、「にその旨」を「（当該特定株式会社であつた株式会社を含む。次項において同じ。）にその旨」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項中「居住者又は」を「居住者若しくは」に改め、「受けた場合」の下に「又は同条第四項において準用する法第三十七条の十三第三項（同条第九項第二号において準用する場合を含む。次項において同じ。）の居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者若しくは当該居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者が年の中途において死亡をした場合におけるその相続人等（同条第九項に規定する相続人等をいう。）が、当該居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者がその年中に取得をした当該控除対象設立特定株式の取得に要した金額の合計額につき同条第十一項の規定による所得税の還付を受けた場合」を加え、「が二十億円」を「及び当該還付の請求の基礎となつた法第三十七条の十三の二第四項に規定する設立特定株式控除未済額（以下この項において「適用設立特定株式控除未済額」という。）の合計額が二十億円」に改め、「受けた年」の下に「又は当該適用設立特定株式控除未済額が生じた年」を加え、「及び次項」を「、次項及び第十二項」に改め、「受けた控除対象設立特定株式」の下に「又は当該適用年において生じた適用設立特定株式控除未済額に係る控除対象設立特定株式」を加え、同項第二号イ中「以外の」を「と銘柄が異なる」に改め、「適用額」の下に「及び適用設立特定株式控除未済額の合計額」を加え、同号ロ中「適用額」の下に「及び適用設立特定株式控除未済額の合計額」を加え、「（第三項の規定により計算される同項に規定する取得に要した金額をいう。ロにおいて同じ。）」を削り、同項を同条第八項とし、同項の次に次の三項を加える。

9　法第三十七条の十三の二第一項又は同条第四項において準用する法第三十七条の十三第三項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、その年中に取得をした前項に規定する控除対象設立特定株式の取得に要した金額の合計額につき、法第三十七条の十三の二第一項の規定の適用を受けた場合又は同条第四項において準用する法第三十七条の十三第十一項の規定による所得税の還付を受けた場合において、適用年の翌年一月一日（その者が当該適用年の中途において出国をした場合には、その出国の時）から当該適用年の翌年十二月三十一日までの間に、当該適用年において取得をした適用控除対象設立特定株式の法第三十七条の十一の二第二項に規定する譲渡（当該適用控除対象設立特定株式に係る法第三十七条の十三の三第一項に規定する上場等の日以後に行う当該適用控除対象設立特定株式の譲渡その他の財務省令で定めるものを除く。）をしたときは、当該適用年の翌年以後の各年分における所得税法第四十八条の規定並びに所得税法施行令第二編第一章第四節第三款及び第百六十七条の七第四項から第七項までの規定並びに第二十五条の十二の四第四項の規定の適用については、これらの規定により当該各年分の必要経費又は取得費に算入すべき金額の計算の基礎となる当該適用控除対象設立特定株式に係る同一銘柄株式一株当たりの同令第百五条第一項の規定により算出した取得価額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とし、当該同一銘柄株式一株当たりの同令第百十八条第一項の規定により算出した必要経費に算入する金額及び取得費に算入する金額は、当該控除に準じて計算した金額とする。

一　当該適用控除対象設立特定株式に係る同一銘柄株式一株当たりの当該適用年の十二月三十一日における所得税法施行令第百五条第一項の規定により算出した取得価額（前項の規定の適用がある場合には、同項に規定する控除した金額）

二　当該適用控除対象設立特定株式に係る適用年の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を当該適用年の十二月三十一日において有する当該適用控除対象設立特定株式に係る同一銘柄株式の数で除して計算した金額

イ　当該適用年において当該適用控除対象設立特定株式と銘柄が異なる適用控除対象設立特定株式（ロにおいて「他の適用控除対象設立特定株式」という。）がない場合　前項に規定する適用額及び適用設立特定株式控除未済額の合計額（当該合計額が二十億円を超える場合には、二十億円。ロにおいて同じ。）を当該適用年の十二月三十一日における当該適用控除対象設立特定株式に係る控除対象設立特定株式数で除して計算した金額に当該譲渡をした当該適用控除対象設立特定株式の数を乗じて計算した金額の合計額

ロ　当該適用年において他の適用控除対象設立特定株式がある場合　前項に規定する適用額及び適用設立特定株式控除未済額の合計額に当該適用控除対象設立特定株式の取得に要した金額と当該他の適用控除対象設立特定株式の取得に要した金額との合計額のうちに占める当該適用控除対象設立特定株式の取得に要した金額の割合を乗じて計算した金額を、当該適用年の十二月三十一日における当該適用控除対象設立特定株式に係る控除対象設立特定株式数で除して計算した金額に、当該譲渡をした当該適用控除対象設立特定株式の数を乗じて計算した金額の合計額

10　前項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が適用控除対象設立特定株式の同項に規定する譲渡をする場合において、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が当該譲渡の直前において適用控除対象設立特定株式に係る同一銘柄株式で払込みにより取得をした特定株式（適用控除対象設立特定株式を除く。）を有するときは、まず当該適用控除対象設立特定株式の譲渡をし、次に当該払込みにより取得をした特定株式の譲渡をしたものとして同項の規定を適用する。

11　第五項及び第六項の規定は、第九項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第五項中「設立特定株式の払込みによる取得の後当該取得の日の属する年十二月三十一日まで」とあるのは「第九項に規定する適用年の翌年一月一日から同項の適用控除対象設立特定株式の同項に規定する譲渡をした日まで」と、「取得後期間」とあるのは「譲渡前期間」と、「当該設立特定株式」とあるのは「当該適用控除対象設立特定株式」と、「第三項各号に掲げる数及び前項に規定する取得をした設立特定株式の数」とあるのは「第九項第二号イ及びロに定める金額」と、「当該分割又は併合の前にされたこれらの規定に規定する取得並びに譲渡及び贈与に係る株式の数」とあるのは「同号イ及びロに規定する控除対象設立特定株式数」と、「当該取得並びに譲渡及び贈与がされた株式の数」とあるのは「当該控除対象設立特定株式数」と、「当該取得又は譲渡若しくは贈与がされた後の」とあるのは「当該譲渡前期間内における」と、第六項中「設立特定株式の払込みによる取得後期間内に、当該設立特定株式」とあるのは「譲渡前期間内に、第九項の適用控除対象設立特定株式」と、「当該設立特定株式と」とあるのは「当該適用控除対象設立特定株式と」と、「第三項各号に掲げる数及び第四項に規定する取得をした設立特定株式の数」とあるのは「第九項第二号イ及びロに定める金額」と、「当該株式無償割当ての前にされたこれらの規定に規定する取得並びに譲渡及び贈与に係る株式の数」とあるのは「同号イ及びロに規定する控除対象設立特定株式数」と、「当該取得並びに譲渡及び贈与がされた株式の数」とあるのは「当該控除対象設立特定株式数」と、「（取得後期間」とあるのは「（譲渡前期間」と、「当該取得又は譲渡若しくは贈与がされた後の」とあるのは「当該譲渡前期間内における」と読み替えるものとする。

12　第二十五条の十二の二第六項の次に次の一項を加える。

7　前条第八項及び第九項の規定は、法第三十七条の十三の二第四項において準用する法第三十七条の十三第六項（同条第九項第二号において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合について準用する。

13　第二十五条の十二の三第十九項中「第七項」を「第九項」に改め、「第百二十条第五項」の下に「及び第七項」を加える。

14　第二十五条の十三第五項中「第三十二項」を「第三十三項」に改め、同条第六項第一号中「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に改め、同条第七項第二号中「若しくは第二号」を「から第三号まで」に改め、同条第十七項ただし書中「第三十七条の十四第二十二項」を「第三十七条の十四第二十三項」に改め、同条第三十三項中「提示又は」を「提示若しくは」に改め、「送信」の下に「又はその者に係る特定通知等（預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第五条第三項の規定による通知その他財務省令で定める通知又は提供をいう。）」を加え、「第三十七条の十四第二十四項」を「第三十七条の十四第二十五項」に改め、同条第三十五項中「同条第二十六項」を「同条第二十六項」に改め、同条第三十九項中「第三十七条の十四第二十七項」を「第三十七条の十四第二十八項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に改め、同条第四十項及び第四十二項中「第三十七条の十四第三十項」を「第三十七条の十四第三十一項」に改める。